

平成 27 年 規則第 4 号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館不正防止計画推進室規則

(趣旨)

第 1 条 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）に、好生館不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 推進室は、研究活動における不正行為及び研究費（公的研究費を含む。以下同じ）の不正使用を防止するために必要な措置等を計画し、計画の責任ある実施を推進することを目的とする。

(組織)

第 3 条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 総合臨床研究所担当副館長又は統括診療部長
- (2) 総合臨床研究所長
- (3) 理事長の指名する診療科部長 若干名
- (4) 理事長の指名する外部有識者 若干名
- (5) 事務部長
- (6) 財務課長
- (7) 財務課研究係
- (8) その他

2 推進室に室長を置き、総合臨床研究所担当副館長又は統括診療部長をもって充てる。

3 室長は、推進室の業務を総括する。

4 室長に事故があるときは、あらかじめ室長が指名する室員がその職務を代行する。

(任期等)

第 4 条 室員の任期は 1 年とし、再任は妨げないものとする。

2 理事長の指名する外部有識者の室員については、会議出席 1 回当たり 14,000 円（税込金額）を支給する。また、旅費は法人の規定に従い別途支給するものとする。

(部門)

第 5 条 推進室に、研究不正行為防止部門及び研究費不正使用防止部門を置く。

(研究不正行為防止部門)

第6条 研究不正行為防止部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究活動の不正行為の発生要因の把握に関する業務
- (2) 研究活動に関する行動規範の策定及び推進に関する業務
- (3) 研究活動の不正行為防止の啓発、研究倫理教育に関する業務
- (4) その他研究活動の不正行為防止に関する業務

2 研究不正行為防止部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総合臨床研究所担当副館長又は統括診療部長
- (2) 総合臨床研究所長
- (3) 理事長の指名する診療科部長 1人
- (4) 理事長の指名する外部有識者 1人
- (5) 事務部長
- (6) 財務課長
- (7) 財務課研究係

3 研究不正行為防止部門に部門長を置き、総合臨床研究所担当副館長又は統括診療部長をもって充てる。

(研究費不正使用防止部門)

第7条 研究費不正使用防止部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費の不正使用の発生要因の把握に関する業務
- (2) 研究費の不正使用防止に関する行動規範及び不正防止計画の策定、実施、実施状況の確認に関する業務
- (3) 研究費の不正使用防止の啓発、教育・研修に関する業務
- (4) 内部監査及び監事との連携等、その他研究費の不正使用防止に関する業務

2 研究費不正使用防止部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総合臨床研究所担当副館長又は統括診療部長
- (2) 総合臨床研究所長
- (3) 理事長の指名する診療科部長 1人
- (4) 理事長の指名する外部有識者 1人
- (5) 事務部長
- (6) 財務課長
- (7) 財務課研究係

3 研究費不正使用防止部門に部門長を置き、総合臨床研究所担当副館長又は統括診療部長をもって充てる。

(相談・申告窓口)

第8条 研究不正及び研究費不正の相談、申告の窓口は各部門とする。文書、電話、電

子メールで行えるものとする。

（事務）

第9条 推進室の事務は、財務課研究係において処理する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、推進室、研究不正行為防止部門及び研究費不正使用防止部門の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。